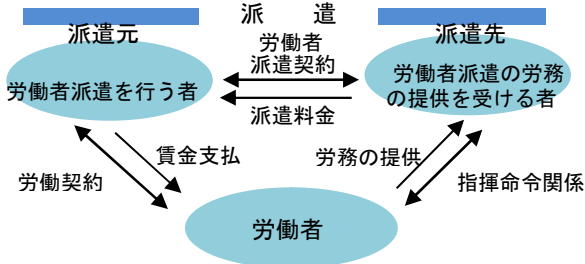


派遣で働くということは

・求人広告で「派遣」という言葉をよく見るが、普通の働き方とどこが違うの。

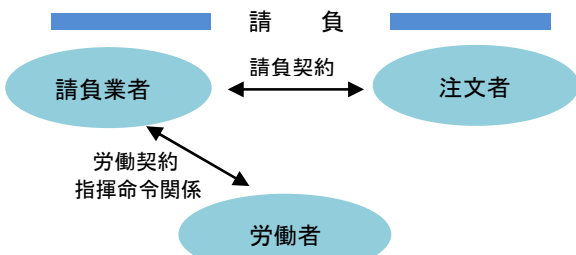
基本のきほん

◎派遣で働くということは、労働契約を結んだ会社（派遣元事業主、以下「派遣元」という）で働くのではなく、派遣元が指定した別の会社（派遣先）で働くことです。この派遣労働に関するルールを定めているのが、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という）です。派遣の関係を図に表すと次のようになります。



- 派遣元（いわゆる人材派遣会社）と派遣先は、**労働者派遣契約**を結ぶ。
- 労働者と派遣元は、**労働契約**を結ぶ。
- 派遣元は、派遣先の求めに応じ、労働者を派遣先に派遣する。
- 労働者は、派遣先の指揮命令に従って働くが、派遣先と雇用関係はない。
- 派遣先は労働者から労務の提供を受けたことに対し派遣元に派遣料金を支払い、派遣元は労働者が労務を提供したことに対し労働者に賃金を支払う。
このように、派遣は指揮命令する会社（派遣先）と労働契約を結ぶ会社（派遣元）が別であることが特徴です。

◎派遣労働と間違えやすい働き方に「請負」があります。請負の場合、請負業者は注文者と請負契約を結んで仕事を引き受け、請負業者が雇用する労働者を指揮命令して、請負業者の責任で仕事を完成させるものです。請負は派遣と異なり、労働者に対する指揮命令については請負業者自らが行います。



- ◎派遣元は、労働者派遣事業を営むためには、**労働者派遣事業の許可が必要**です。※
キャリア形成支援制度があるなど許可基準があります。
- ◎派遣では、次のことが禁止されています。
 - 労働者派遣が禁止されている業務への派遣
 - ①建設業務、②港湾運送業務、③警備業務、④病院等における医療関係業務（紹介予定派遣や産前産後休業

の代替などは可能)、⑤弁護士、税理士等の業務

- 派遣先となる会社の事前面接
派遣先となる会社が、派遣労働者を指名すること、派遣開始前に面接を行うことなど、派遣労働者を特定することを目的とする行為は禁止されています（紹介予定派遣の場合や労働者本人が希望する場合を除く）。
- 離職後1年以内に元の勤務先への派遣
正社員・契約社員・アルバイトなどと前に働いていた会社で、その離職後1年以内に派遣労働者として働くことはできません（60歳以上の定年退職者を除く）。
- 日雇派遣の原則禁止
派遣元との労働契約期間が日々または30日以内の労働者派遣は禁止されています（ソフトウェア開発などの政令で定める業務や、60歳以上の人、雇用保険の適用を受けない学生、副業として従事する人（本業の収入が500万円以上）、主たる生計者以外の人を除く）。

◎紹介予定派遣について

派遣の開始前後に派遣元が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介することを予定して派遣就業させることを紹介予定派遣といいます（派遣期間は最長6か月）。派遣就業終了後、派遣先が派遣労働者の直接雇用を拒否する場合は、派遣元の求めに応じその理由を明示しなければなりません。また、派遣元は、派遣労働者の求めに応じ派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対し、書面等で明示しなければなりません。

【派遣で働く前に】

◎待遇に関する事項等の説明

派遣元は、雇用しようとする労働者に対して、書面の交付、ファクシミリや電子メール、インターネットなどの方法により、賃金額の見込みなどの派遣労働者の待遇に関する事項、派遣元の会社概要、派遣制度の概要について説明しなければなりません。また、派遣料金（派遣先が派遣元へ支払う料金）にかかるマージン率や教育訓練の取組状況などの情報提供が義務付けられています。

【派遣で働くときに】

- ◎労働契約締結時、派遣元は派遣労働者に対し、労働条件を明示し、派遣就業の開始時に派遣料金額、就業条件を書面の交付等により明示しなければなりません。
- ◎派遣元は、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者を加入させてから派遣し、未加入の場合は派遣先と派遣労働者に対して理由を通知しなければなりません。
- ◎派遣労働者も一定の要件を満たせば年次有給休暇や育児休業をとることができます。また、労働基準法、男女雇用機会均等法などの労働関係法令が適用されます。
- ◎派遣先事業所単位の期間制限と派遣労働者個人単位の期間制限があります※
 - 派遣先事業所単位の期間制限
派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可

能期間)は、原則3年が限度です。

ただし、派遣先は、派遣先の事業所の過半数労働組合等からの意見を聴いて、その都度最大3年まで派遣可能期間を延長することができます。

●派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位(いわゆる「課」など)に対し派遣できる期間は、3年が限度です。

部や課等の組織単位を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者を(3年を限度として)派遣することができますが、事業所単位の期間制限による派遣可能期間が延長されていることが前提です。

●次の場合は、例外として期間制限がかかりません。

- ・派遣労働者が派遣元事業主に無期雇用されている場合
- ・派遣労働者が60歳以上の場合
- ・終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣される場合
- ・日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)の場合
- ・産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣される場合

◎雇用安定措置※

派遣元は、派遣先の同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがあり、継続して就業することを希望する派遣労働者には、派遣終了後の雇用継続措置として①から④の措置(①を講じて直接雇用に至らなかった場合は②から④の措置)を講じなければなりません(1年以上3年未満派遣される見込みの場合①から④は努力義務、また派遣元に通算1年以上雇用された有期雇用派遣労働者(登録状態の方を含む)には、②から④について努力義務)。

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ③派遣元による無期雇用(派遣労働以外の働き方)
- ④その他雇用の安定を図るために必要な措置(新たな就業先の機会を提供するまでの間(当該期間は有給)継続して行う教育訓練、紹介予定派遣など)

◎キャリアアップ措置※

派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練(有給かつ無償)、希望者に対するキャリア・コンサルティングを実施する

ワンポイントチェック

派遣労働者に対する責務は、派遣元と派遣先と分担されています

内 容	派遣元	派遣先
労働者と労働契約を結ぶのは(雇用主は)	○	
賃金を支払うのは	○	
労働保険・社会保険の手続を行うのは	○	
勤務先は		○
仕事上の指揮命令を行うのは		○
年次有給休暇を付与するのは	○	
休業の際の休業手当を支払うのは	○	

※詳細については、“ノウハウ集No.46「派遣中のトラブル」”を参照してください。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代) / 川崎支所 (044) 833-3141 /

県央支所 (046) 296-7311 / 湘南支所 (0463) 22-2711(代)

発行 神奈川県かながわ労働センター

横浜市中央区寿町1-4 〒231-8583

平成30年10月発行

義務があります(労働者派遣事業の許可基準の1つ)。

◎均衡待遇の推進

●派遣元が講ずべき措置

派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との待遇の均衡を図るため、賃金の決定、教育訓及び、福利厚生の実施について配慮しなければなりません。また、派遣労働者の求めに応じ、均衡待遇の確保のために考慮した内容を説明する義務があります。派遣元は、派遣労働者が説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをしてはなりません。

●派遣先が講ずべき措置

派遣元が派遣労働者の賃金を適切に決定できるよう、派遣先の労働者の賃金水準の情報提供配慮義務があります。(※)また、派遣先の労働者に対し、業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合、派遣元からの求めに応じ派遣労働者にも実施し、福利厚生施設(給食施設・休憩室・更衣室)の利用について、配慮しなければなりません。

※働き方改革関連法における「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」は、ノウハウ集No.100(働き方改革関連法の概要)に記載があります。

◎労働契約申込みみなし制度

派遣先が次の①から④のいずれかの違法派遣を受け入れた時点で、派遣元との労働条件と同一の内容で労働契約の申込みをしたものとみなされます。(派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ知らなかったことに過失がなかったとき(善意無過失である場合)を除きます)。

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③事業所単位または個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ④いわゆる偽装請負の場合

※は平成27年の派遣法改正事項(一部経過措置あり)です。詳細は、ノウハウ集No.45-1「平成27年改正労働者派遣法の概要」を参照してください。

▼併せてノウハウ集No.46「派遣中のトラブル」、No.47「派遣社員の解雇」も参照してください。